

条例概要

目的

安全で快適な生活環境の保全
地域の美観の維持

放置の禁止

何人も自動車を放置し、若しくは放置させようとする者に協力はならない。(第3条)

自主撤去の促進

所有者等を究明するため、必要最小限度の施錠解除と、車内調査を実施(第4条)
所有者等に撤去勧告及命令(第6条)
命令違反には20万円以下の罰金(第11条)

迅速・適正な処分

所有者等が不明で、一定期間放置され、基準に該当する放置自動車は、廃自動車と認定(第7条)
廃自動車は速やかに処分(第8条)

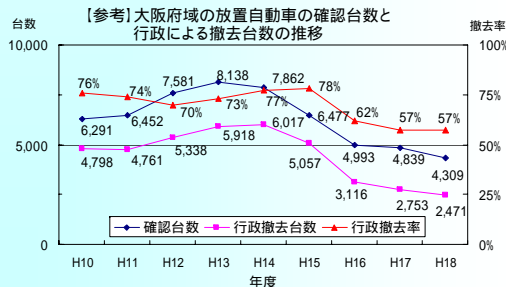
条例の適用は大阪府の所有地・管理地のみ

【施行までの流れ】

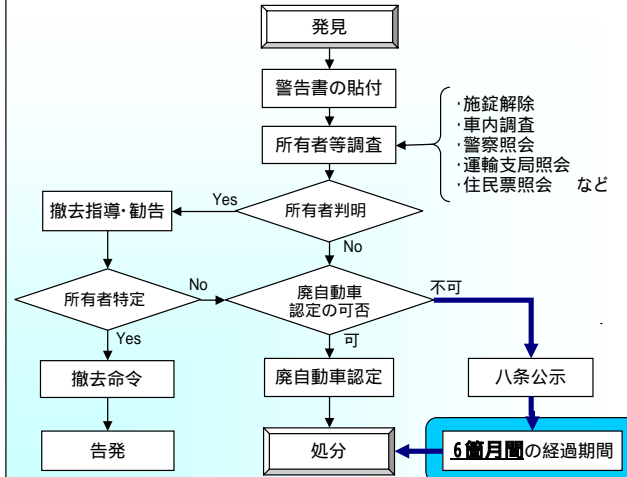
平成15年11月10日 第22回大阪府環境審議会議に諮問
平成15年12月19日 第23回大阪府環境審議会から答申
第3 放置自動車を速やかに処理するための措置(答申から抜粋)

放置自動車を「廃自動車」と認定するための基準を設け、認定された放置自動車は処理できることとする。
認定が困難な場合は、**告示してから6箇月を経過した日以後**において、処理できることとする。

平成16年 3月24日 府議会において議決
平成16年 3月30日 条例公布
平成16年 7月22日 条例施行



条例施行概略フロー



条例施行状況

平成18年度の運用状況 府の所有地・管理地

放置自動車台数 : 595台
自主撤去台数 : 341台
行政撤去台数 : 149台

表1 処理状況の推移(府の所有地・管理地)

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
確認台数	785	514	580	595
行政撤去台数	521	117	127	149
行政撤去率	66%	23%	22%	25%
自主撤去台数	90	222	268	341
自主撤去率	11%	43%	46%	57%

確認台数に対する割合を示している

【八条公示の6箇月経過後に処分した台数】

- ・平成17年度: 1台
- ・平成18年度: 2台

改正案の概要

【処分までの期間】

条例制定前
・「放置自動車処理要領」などにより処理
・平均処理期間は、3箇月間程度

条例制定後
所有者不明で廃自動車認定可の場合
・1箇月程度に短縮
所有者不明で廃自動車認定不可の場合
・6箇月以上必要
公示して**6箇月経過後**に処分

6箇月経過の考え方
できる限り迅速に処分する方針であるが、遺失物法等において、所有権が施設管理者に帰属するまでの期間が6箇月間であったため、廃自動車認定ができない車両については、6箇月経過後に処分する規定となった。

【遺失物法等の改正】

遺失物法及び民法が改正された

平成18年6月15日公布 平成19年12月10日施行

⇒ 6箇月間の経過期間が3箇月間に短縮された

【条例改正の検討】

所有者が不明で、廃自動車認定が困難な場合における告示から処分までの経過期間を**6箇月間から3箇月間**に短縮する。

迅速・適正な処分

今後の予定

パブリックコメント実施
(平成19年12月～平成20年1月)

2月府議会に上程
(平成20年2月～平成20年3月)

一定の周知期間後に施行
(平成20年7月頃)